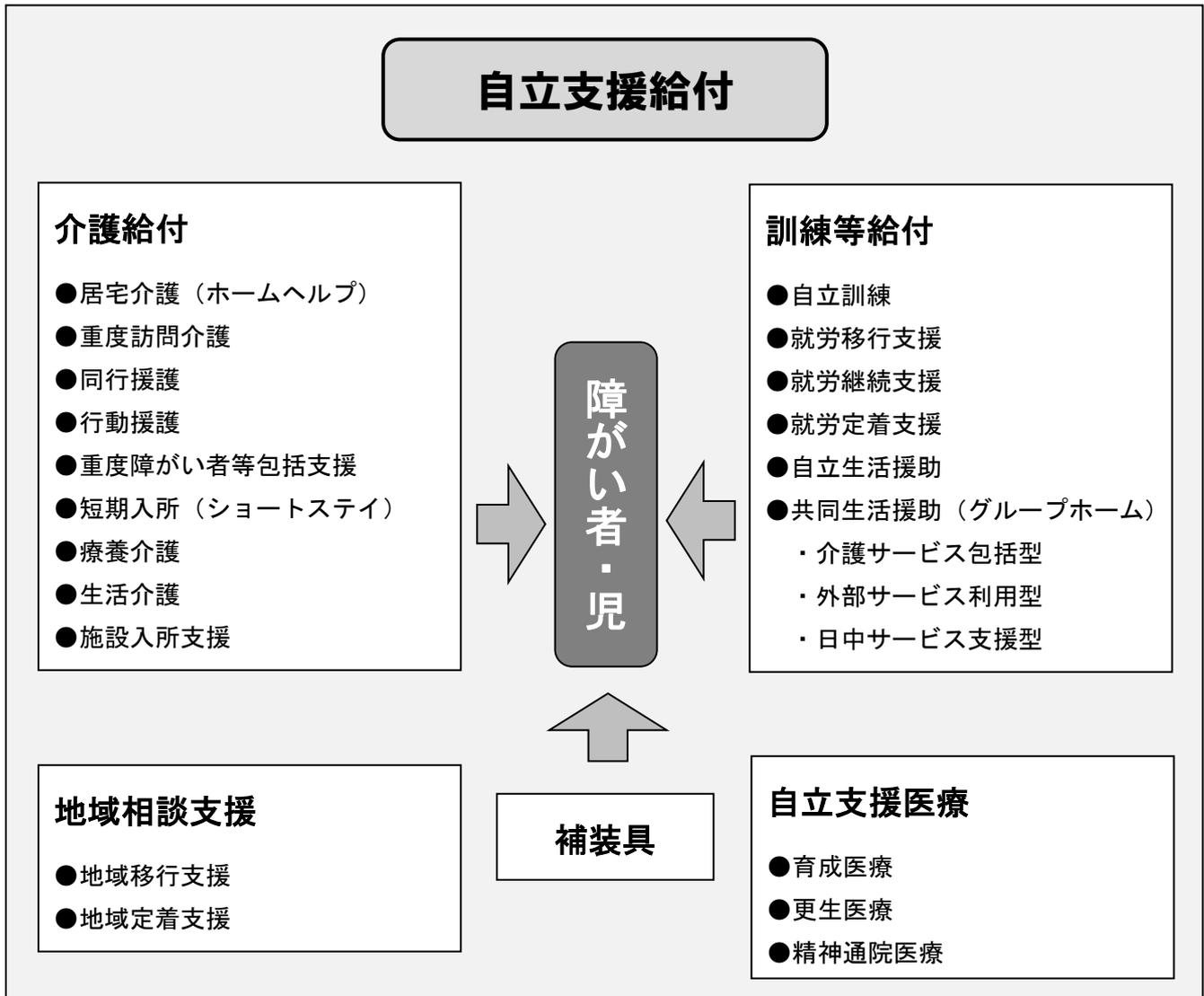


# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

## 構成図



### 障がい児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

### 障がい児入所支援

※実施主体は都道府県

- 福祉型
- 医療型

### 地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 移動支援
- 日中一時支援
- 福祉ホーム
- 地域生活支援センター
- 意思疎通支援
- 日常生活用具購入費の給付
- その他の日常生活または社会生活支援

# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

## 計画相談支援、障がい児相談支援

障がいのあるかたの自立した生活を支え、障がいのあるかたの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援します。

サービスを利用するにあたって、指定を受けた相談支援事業所が作成したサービス等利用計画（案）または障がい児支援利用計画（案）の提出が必要です。

○障がい福祉サービス ⇒ 指定特定相談支援事業所が計画を作成します。

○障がい児通所支援 ⇒ 指定障がい児相談支援事業所が計画を作成します。

### 坂出市を対象地域としている相談支援事業所一覧

事業所名	住所	連絡先	特 定	障がい児
障害者生活支援センターピア	762-0024 坂出市府中町字南谷 5001-2	TEL 0877-56-3070 FAX 0877-48-3020	○	○
香川県ふじみ園 (相談支援センター)	762-0081 丸亀市飯山町東坂元 3667	TEL 0877-98-3163 FAX 0877-98-3126	○	○
あいうえお相談支援事業所	762-0025 坂出市川津町 2735-1	TEL 0877-85-6102 FAX 0877-85-6103	○	○
かけはし	762-0015 坂出市大屋富町 3100-46	TEL 0877-57-3170 FAX 0877-47-3119	○	○
中讃地域生活支援センター	762-0023 坂出市加茂町 700-13	TEL 0877-56-3200 FAX 0877-56-3211	○	○
相談支援事業所わかたけ	762-0025 坂出市川津町 1826-18	TEL 0877-59-0582 FAX 0877-35-9776	○	○
相談支援センターfine	762-0024 坂出市府中町 323	TEL 0877-48-3400 FAX 0877-48-3403	○	○
相談支援事業 COMPASSサポート坂出	762-0038 坂出市笠指町 3-1 いなだビル 1階	TEL 0877-85-9368 FAX 0877-85-9348	○	○
相談支援事業所 ライブサポートセンター	761-8047 高松市岡本町上新開 60-1	TEL 087-815-7877 FAX 087-815-7505	○	○
障害者相談支援センターつなぐ	761-8041 高松市檀紙町八幡 1452	TEL 087-814-3901 FAX 087-814-3901	○	○
相談支援事業 COMPASSサポート	761-8056 高松市上天神町 845-8	TEL 087-814-5738 FAX 087-814-5740	○	○
相談支援事業所 夢	760-0080 高松市木太町 1119-3	TEL 087-802-8737 FAX 087-802-8738	○	○

### 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

相談支援事業所 AERU	760-0005 高松市宮脇町 1-32-4	TEL 087-802-2778 FAX 087-802-2773	○	○
SCC相談支援センター 昭和町	760-0014 高松市昭和町 2-16-9	TEL 070-3791-1624 FAX 087-813-4442	○	○
相談支援事業所 きゃら	761-8011 高松市香西北町 76-1	TEL 080-3885-9199	○	○
相談支援センター フリーダム	760-0080 高松市林町 2217-15 香川 産業頭脳化センター409号	TEL 087-899-5112 FAX 087-899-5014	○	○
相談支援センターぱぷりか	761-1705 高松市香川町川東下 619-1 さぬきうどんビル 2F	TEL 087-884-7100 FAX 087-884-7101	○	○
相談支援事業 COMPASSサポート丸亀	763-0082 丸亀市土器町東 4-780	TEL 0877-35-7288 FAX 0877-24-5323	○	○
相談支援事業所 とまと	763-0052 丸亀市津森町宮浦 762-1	TEL 0877-89-6352 FAX 0877-89-6351	○	○
相談支援センター・ハート	763-0043 丸亀市通町 77	TEL 0877-35-9980 FAX 0877-35-9983	○	○
相談支援事業所 だん	763-0095 丸亀市垂水町 2897-1	TEL 0877-35-8801 FAX 0877-35-8802	○	○
相談支援事業所 in 四国こどもと おとなの医療センター	765-8507 善通寺市仙遊町 2-1-1	TEL 0877-62-1000 FAX 0877-62-6311	○	
相談支援事業所リアン	769-1101 三豊市詫間町詫間 2101-11 ABC アパート 7号	TEL 0875-82-9804 FAX 0875-82-9805	○	○

自立支援給付の中には、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる『訪問系サービス』、施設などで昼間に利用できる『日中活動系サービス』、施設に入所して利用できる『居住系サービス』、地域での生活を支える『地域相談支援』に分けられます。

#### 訪問系サービス・・・在宅訪問または施設で利用します。

給付の種類	サービスの名称		内 容
介護給付	居宅介護	家事援助	調理、洗濯および掃除等の援助をします。
		身体介護	自宅で入浴や排せつ等の介護をします。
		通院等介助	通院の際の介助等をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	

### 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

介護給付	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

#### 日中活動系サービス・・・施設等で昼間の活動を支援します。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がいのあるかたで、常に介護が必要な人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人の地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問等を行います。

# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

居住系サービス・・・施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容	
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事などの介護をします。	
訓練等給付	共同生活援助	介護サービス包括型	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
		外部サービス利用型	
		日中サービス支援型	

地域相談支援・・・地域での生活を支援します。

給付の種類	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設からの退所、精神科病院の退院、保護施設や矯正施設等の退所に向けて、相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をしている人や、同居の家族による支援を受けられない人に、24時間体制で連絡相談等のサポートを行います。

## 障がい児通所支援

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

障がい児入所支援・・・施設で住まいの場としてのサービスを行います。

サービスの名称	内 容
福祉型障がい児入所支援	自立のための支援を提供します。
医療型障がい児入所支援	専門医療と福祉をあわせて提供します。

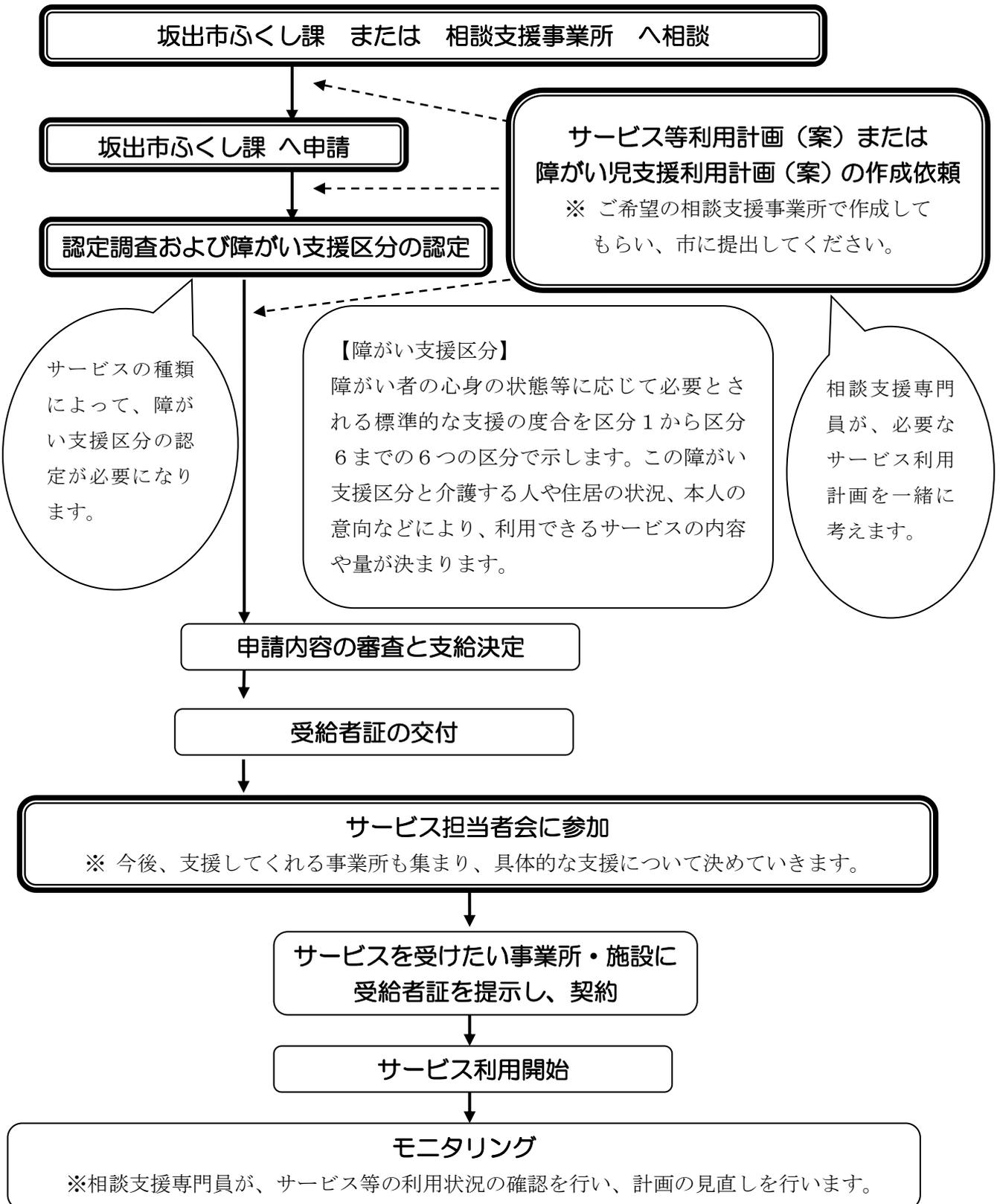
#### 地域生活支援事業

サービスの名称	内 容
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのあるかた等について、外出のための支援を行います。
日中一時支援	日中において監護する者がいないとき、事業所等において一時的に見守りをします。
福祉ホーム	住居を求めている障がいのあるかたにつき、居室その他の設備を利用することができます。
地域活動支援センターⅠ型	日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、入浴や給食を提供するとともに、地域住民ボランティアの育成や医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整、相談支援事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのあるかたに対し、機能訓練・社会適応訓練を行い入浴や給食を提供します。
地域活動支援センターⅢ型	日中活動（創作的活動・生産活動）を行います。
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅で生活する障がいのあるかたに対し、組立式の浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴サービスを行います。
重度障害者就労支援	福祉施策と雇用施策が連携して、重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

## サービスの流れ

- 申請からサービス利用開始までに1か月から2か月程かかります。



**□** 部分は対象者のかたに手続き等をさせていただく項目です。

# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

## 利用者負担

原則 1 割の自己負担が必要になりますが、世帯の所得に応じて自己負担の上限が設定されます。

区分	世帯の状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円
一般 1	市民税課税世帯	障がい児の場合【市民税所得割が 28 万円未満】	4,600 円
		障がい者（施設に入所するかたを除く）の場合【市民税所得割が 16 万円未満】	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのあるかたとその配偶者
18 歳未満の障がい児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※その他、サービスにより、医療型個別減免や補足給付、多子軽減措置等があります。

※令和元年 10 月より満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が無償化の対象となります。

# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

## 高額障がい福祉サービス等給付費

同一世帯に障がい福祉サービス等を利用しているかたが複数いる等、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、申請により「高額障がい福祉サービス費」、「高額障がい児入所給付費」または「高額障がい児通所給付費」として支給されます。

### ○合算の対象となるサービス

以下のサービスの利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

- ・障がい者総合支援法に基づくサービス
- ・介護保険法に基づくサービス
- ※ただし、一人のかたが障がい福祉サービスを併用している場合に限り、高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除きます。
- ・補装具費
- ・児童福祉法に基づくサービス

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

### ○支給額

基準額（37,200円※）を超えた分（世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計と基準額の差額）が支給されます。

※利用したそれぞれのサービスの受給者証および支給決定通知書に記載された上限額のうち、一番高い額が当該月の基準額となります。

## 新高額障がい福祉サービス等給付費

65歳以上の障がい者で以下の全ての要件を満たすかたは、申請により、介護保険の自己負担額を償還します。

### ○要件

- ・65歳に達する日前5年間、介護保険相当障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所）に係る支給決定を受けていたかた
- ・65歳に達する日の前日の属する年度の市民税非課税者または生活保護受給者等
- ・65歳に達する日の前日において、障がい支援区分が区分2以上
- ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

# 3 障がい福祉サービス・障がい児支援

## 相談支援事業

- ①対象者 障がいのあるかた、障がいのある児童の保護者または障がいのあるかた等の介護を行っているかた
- ②内容 福祉サービス利用の際の情報提供や相談、専門機関の紹介、権利の擁護のための必要な援助、地域自立支援協議会の運営、ピアカウンセリング等を行います。

### ③相談窓口

事業所	連絡先	主たる対象
社会福祉法人 瀬戸福祉会 (坂出市) 障害者生活支援センターピア	(0877) 56-3070	身体障がい
社会福祉法人 香川県社会福祉事業団 (丸亀市) ふじみ園相談支援センター	(0877) 98-3163	知的障がい
有限会社 あいうえお (坂出市) あいうえお相談支援事業所	(0877) 85-6102	
医療法人社団 五色会 (坂出市) 中讃地域生活支援センター	(0877) 56-3200	精神障がい
社会福祉法人 若竹会 (坂出市) 相談支援事業所わかたけ	(0877) 59-0582	
医療法人社団 赤心会 (坂出市) 相談支援センターfine	(0877) 48-3400	
医療法人社団 光風会 (高松市) 地域活動支援センタークリマ	(087) 845-0335	
社会福祉法人 翠睦福祉会 (高松市) 精神障害者地域生活支援センターほっと	(087) 840-3770	
医療法人社団 以和貴会 (高松市) ライブサポートセンター相談室	(087) 815-7877	
医療法人 清和会 (観音寺市) 地域生活支援センターありあけ	(0875) 57-5501	
社会福祉法人 明和会 (小豆島町) 相談支援事業所オリーブ	(0879) 75-2310	